

## ○山梨県警察通信指令システム運用要領の制定について

〔 令和 8 年 3 月 1 7 日 〕  
〔 例規甲（地庶運）第 1 6 2 号 〕

### 山梨県警察通信指令システム運用要領

#### 第 1 趣旨

この要領は、110番緊急通報その他の緊急通報手段により認知した事案（以下「110番通報事案等」という。）の発生直後における迅速的確な初動警察活動に必要な指令、手配、通報等を行うための基幹システムである山梨県警察通信指令システム（以下「通信指令システム」という。）の適切かつ効率的な管理及び運用について必要な事項を定めるものとする。

#### 第 2 準拠

通信指令システムの管理及び運用については、警察通信指令に関する規則（平成 21 年国家公安委員会規則第 9 号）、山梨県警察通信指令業務に関する訓令（平成 30 年山梨県警察本部訓令第 1 号。以下「訓令」という。）及び山梨県警察における情報セキュリティに関する対策基準の制定について（令和 6 年 7 月 5 日付け、例規甲（情管シ）第 1 1 号）その他関係規程に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

#### 第 3 通信指令システムの基本構成

通信指令システムの基本構成は、次のとおりとする。

##### （1）通信指令業務処理システム

指令業務処理装置、統合操作器、支援端末、統計端末、110番受付FAX等の装置により構成されるシステムで、110番通報事案等の受理並びに通報内容の入力・保存による迅速な情報伝達及び情報共有を可能とするシステム

##### （2）地理情報システム

地図管理装置及び地図端末で構成され、地図端末等に110番通報事案等の発生場所、通報場所、カーロケータシステム等の位置情報等を表示するシステム

##### （3）警察署等ネットワークシステム

警察署通信室に警察署等端末を、当直室等に遠隔制御端末をそれぞれ設置し、事案情報及び処理情報を送受信することにより、迅速的確な初動警察活動を支援

するシステム。

(4) 大型映像システム

大型表示装置、文字表示装置、映像音声制御装置、映像操作端末、ストリーミング映像管理・配信装置及び車載カメラ装置で構成され、警ら用無線自動車に設置した車載カメラ等で撮影した映像、データ端末で撮影した画像等を表示・送信するシステム

(5) 事案情報共有システム

事案情報等を閲覧可能な形式で蓄積し、及び管理し、K A I 端末と共有するシステム

第4 通信指令システムの周辺システム

通信指令システムと連係して動作するシステムは、次のとおりである。

(1) 国費基本システム

110番緊急通報を受信し、通信指令システムに通報者、通報場所等の情報並びに地域警察デジタル無線システム及び高度警察情報通信基盤システムの情報を受け渡すなど、通信指令に関しての基本的な情報を処理する国費整備のシステム

(2) カーロケータシステム

通信指令機械室にカーロケータ中央処理装置を設置し、特定の無線自動車に車載端末を搭載することで、無線自動車の活動状況等を地理情報システムの地図端末に表示し、把握管理することにより無線自動車を効果的に運用するとともに、生活安全部地域課通信指令室（以下「通信指令室」という。）及び警察署等の通信指令システムの端末装置（以下「通信指令端末」という。）との間で110番通報事案等情報、画像情報等を送受信するなどにより、通信指令システムと連係して初動警察活動を支援するシステム

(3) 地域警察デジタル無線システム

警察署単位で警察無線指令業務を行うために使用するP S W形移動通信システム及び地域部門において使用する高度警察情報通信基盤システムからなり、初動警察活動において迅速かつ的確な情報の伝達及び情報の共有を図るための国費整備のシステム

(4) 高度警察情報通信基盤システム

勤務員の活動状態を示す動態表示、画像情報の送信、警察電話、グループ通信等

を活用して情報の共有化を図るとともに、通信指令システムに端末の位置情報、端末で撮影した画像情報等を送信し、通信指令システムから端末に110番通報事案等情報、画像情報等を送信するなど、通信指令システムと連携して初動警察活動を支援する民間のスマートフォン型又はタブレット型通信端末を活用した国費整備のシステム

## 第5 運用管理体制

### 1 システム管理者

- (1) 警察本部に、システム管理者を置き、生活安全部地域課長をもって充てる。
- (2) システム管理者は、通信指令システムの運用及び維持管理に関する事務を統括する。
- (3) システム管理者は、生活安全部地域課（以下「地域課」という。）及び警察署等における110番通報事案等の対応状況を把握し、必要な運用管理を行わなければならない。
- (4) システム管理者は、必要に応じて関係所属に対して業務指導を行うなど、通信指令システムの適正かつ効果的な運用を図らなければならない。

### 2 システム管理補助者

警察本部に、システム管理者の職務を補佐させるためにシステム管理補助者を置き、地域課の次席、課長補佐又はこれに相当する職以上の者の中からシステム管理者が指定する者をもって充てる。

### 3 端末運用管理者

- (1) 警察署等に端末運用管理者を置き、当該所属の長をもって充てる。
- (2) 端末運用管理者は、自所属における通信指令システムの適切かつ効率的な運用を行うために必要な事務を統括する。
- (3) 端末運用管理者は、自所属における110番通報事案等の対応状況を把握し、必要な運用管理を行わなければならない。
- (4) 端末運用管理者は、必要に応じて所属職員のうち、通信指令システムを利用する者（以下「システム利用者」という。）に対して教養を行うなど、通信指令システムの適正かつ効果的な運用を図らなければならない。

### 4 端末運用管理補助者

警察署等に、端末運用管理者の職務を補佐させるために端末運用管理補助者を置

き、警察本部関係所属においては次席、副隊長又は補佐相当職以上の者の中から端末運用管理者が指定する者をもって充て、警察署においては地域担当課長をもって充てる。

## 5 執務時間外の運用管理体制

(1) 地域課においては当番勤務の通信指令官がシステム管理者及び端末運用管理者の職務を代行し、警察本部関係所属においては当番勤務の警部補が端末運用管理者の職務を代行する。

なお、通信指令官又は当番勤務の警部補が休暇の場合は、あらかじめシステム管理者又は端末運用管理者が、その職務を代行する者を指定するものとする。

(2) 機動センター及び警察署においては宿日直責任者が端末運用管理者の職務を代行する。

(3) システム管理者の職務を代行する者又は端末運用管理者の職務を代行する者は、必要に応じて、当番勤務員又は宿日直勤務員の中からシステム管理補助者又は端末運用管理補助者を指定できるものとする。

## 6 運用管理上の留意事項

職員は、通信指令システムの運用管理に当たり、その重要性を認識し、次のことに留意しなければならない。

ア 通信指令システムは、警察業務以外に使用してはならない。

イ 職員以外の者に110番通報事案等の内容及び出力資料を閲覧させてはならない。また、閲覧できないような措置を講じなければならない。

ウ 出力資料は、紛失等しないよう適切に管理しなければならない。

エ システム管理者の許可なく通信指令システムに附属する機器を増設し、交換し、改造し、回線接続し、又はソフトウェアを追加し、削除し、若しくは変更してはならない。

## 第6 運用時間

通信指令システムは、保守等の必要な場合を除き、24時間運用とする。

## 第7 通信指令システム障害発生時等の措置

### 1 障害発生時の報告

システム利用者は、通信指令システムに障害が発生した場合は、速やかに端末運

用管理者を経由してシステム管理者に報告し、必要な指示を受けなければならない。

## 2 システム管理者の措置

システム管理者は、1の報告を受けた場合には、速やかに障害復旧のための指示及び連絡を行うなど必要な措置を執らなければならない。

## 3 障害復旧時の措置等

システム管理者は、1の障害が復旧したときは、関係所属に連絡するなど必要な措置を執らなければならない。

## 4 運用停止に係る連絡

端末運用管理者は、電気設備点検に伴う停電等により端末の運用に支障が生ずる可能性のある場合は、システム管理者に報告し、必要な指示を受けるものとする。

# 第8 情報セキュリティ

## 1 端末装置等の要件

(1) 通信指令端末は、対象業務に関係のない者が、そのディスプレイ等に表示された内容を容易に視認することができない状態にしなければならない。

(2) 通信指令端末の設置場所には、通信指令担当職員等許可された者が常駐するなど、常時、通信指令端末を監視するなどによる不正操作が困難な環境を整えなければならない。

なお、常駐することが困難な場合には、通信指令端末の設置場所から離れるときに、通信指令システムからログアウトしなければならない。

(3) 通信指令室及び通信指令機械室には、許可された者以外は立ち入ってはならない。

(4) 警察署等では、端末設置場所に部外者が容易に立ち入れない措置を講じなければならない。

(5) システム利用者の勤務交替等に当たっては、次のとおり、必ず通信指令システムからログアウトし通信指令端末を引き継ぐこと。

ア 通信指令室においては、勤務交替時に前日勤務員がログアウトした後、当日勤務員がログインすること。

イ 警察署においては、山梨県警察職員の勤務時間に関する訓令（昭和36年山梨県警察本部訓令第41号）第1条又は山梨県警察の宿日直勤務に関する訓令（平成25年山梨県警察本部訓令第13号）第2条の勤務時間終了時に警察署

通信室勤務員又は日直勤務員がログアウトし、宿直勤務員がログインすること。  
宿直終了時は、宿直勤務員がログアウトした後、警察署通信室勤務員又は日直勤務員がログインすること。

ウ 交通部高速道路交通警察隊における勤務交替時には、アと同様の措置を執るものとする。

エ その他の所属においては、通信指令システムを使用していないときには、ログアウト又はシャットダウンしておくものとする。

## 2 アクセス権

### (1) 通信指令システムの利用者

システム利用者は、システム管理者によりアクセス権を付与された職員とする。

### (2) 通信指令システムの利用者申請

端末運用管理者は、システム利用者について、通信指令システム利用者申請書（第1号様式）により、システム管理者に申請するものとし、その指定を解除する場合も同様とする。

なお、事案ビューアについては警部補以上の階級にある警察官にアクセス権を付与するものとする。

### (3) 通信指令システムの利用者の指定

システム管理者は、(2)の申請を受けた場合には、申請内容を確認し、必要と認める者に対して、必要なアクセス範囲のアクセス権を付与し、通信指令システム利用者指定書（第2号様式）により、端末運用管理者に通知するものとする。

### (4) パスワードの管理

システム利用者は、付与されたパスワードを他の者に知られないよう、適切に管理しなければならない。

## 第9 情報の入出力等

### 1 通信指令システムへの情報の入力

#### (1) 110番通報事案等情報の登録等

ア 110番通報事案等情報のうち、受理情報については、地域課において通信指令システムに登録する。

イ 110番通報事案等情報のうち、処理結果に関する情報については、警察署等において通信指令システムに登録する。ただし、県内系無線で報告を受

けた場合には、地域課において通信指令システムに登録することができる。

(2) 緊急配備情報の登録等

ア 緊急配備情報のうち、緊急配備発令に必要な事項は、地域課において通信指令システムに登録する。

イ 緊急配備情報のうち、配備状況及び結果に関する情報については、警察署等において通信指令システムに登録する。ただし、県内系無線で報告を受けた場合には、地域課において通信指令システムに登録することができる。

(3) 警察情報の登録等

ア 非常通報装置

山梨県警察非常通報装置の設置及び運用要領（令和5年3月16日付け、例規甲（通庶企）第92号。以下「設置要領」という。）の定めにより設置された非常通報装置については、非常通報装置設置申請書（設置要領第1号様式）、非常通報装置変更届（設置要領第4号様式）及び非常通報装置廃止届（設置要領第6号様式）を入力資料として、地域課で通信指令システムに登録する。

イ 特定電話番号登録

特定電話番号の登録については、人身の安全に関連する事案等の関係者につき、その情報の登録の必要を認めた警察署長等が、事件主管課長に対して申請し、事件主管課又は地域課で通信指令システムに登録するものとする。

(4) 一般通報事案情報の登録等

一般通報事案情報は、110番通報事案等情報と共に一元的に管理するために、警察署等において必要な事項を通信指令システムに登録する。

2 出力資料

(1) 110番事案処理簿及び一般通報事案処理簿の取扱い

警察署等は、通信指令システムから出力した110番事案処理簿（訓令第1号様式）及び一般通報事案処理簿（訓令第2号様式）（以下「処理簿」という。）を所属長の決裁を得た上で訓令の規定により5年間保管すること。ただし、通信指令システムからの出力によらない処理簿がある場合には、通信指令システムから処理簿を出力しないこと。

(2) 統計資料の取扱い

統計資料は、用済み後廃棄すること。

### (3) 事案印刷資料の取扱い

事案印刷資料は、次の（ア）から（オ）までの目的で使用する場合を除き、これを印刷し、又は印刷資料の交付を受けてはならない。ただし、通信指令システムの保守等の必要な場合を除くものとし、（ア）及び（イ）については法令等の規定に基づく場合又はシステム管理者（職務を代行する者又は職務を補佐する者を含む。以下この（3）号において同じ。）が認めた場合に限り、印刷利用するものとする。

また、（ウ）から（オ）までについては端末運用管理者（職務を代行する者又は職務を補佐する者を含む。以下（5）において同じ。）が認めた場合に限り、印刷利用するものとする。

なお、法令等の規定に基づく場合又はシステム管理者に承認を求める場合は、出力資料作成報告・承認申請書（第3号様式）により、システム管理者に申請すること。

- (ア) 捜査書類に添付する場合
- (イ) 部外に提供する場合
- (ウ) 捜査資料にする場合
- (エ) 他の所属に交付する場合
- (オ) 報告書等作成の資料とする場合

### (4) 画面印刷資料の取扱い

画面印刷資料のうち、事案内容等、個人情報印刷されているものは（3）同

様の取扱いとし、それ以外のものは（2）と同様の取扱いとする。

### (5) 事案印刷資料及び事案内容等、個人情報印刷されている画面印刷資料の管

理

ア （3）により出力資料を作成し、作成された出力資料の交付を受け、又はオに

より出力資料を複写した場合は、出力資料等管理簿（第4号様式）により管理し

なければならない。

イ 捜査書類へ添付し、部外へ提供し、他の所属へ交付し、又は廃棄した場合は、その状況を出力資料等管理簿に記載すること。

ウ 部外への提供及び他の所属への交付に際しては、必ず複数名で行い、目的外使用の禁止を厳守すること。

エ 庁舎内で捜査資料として使用する目的で作成した出力資料を、庁舎外に持ち出

す必要が生じた場合には、端末運用管理者の承認を得てから持ち出すこと。

オ 出力資料は、複写してはならない。ただし、端末運用管理者が認めた場合は、この限りではない。

カ 複写した出力資料は、捜査書類への添付、部外への提供、他の所属への交付及び庁舎外への持ち出しをしてはならない。

キ 出力資料は、用済み後直ちに、裁断等の復元できない方法により廃棄し、その旨を出力資料等管理簿に記録しなければならない。

## 第10 点検等

端末運用管理者は、毎月1回以上、出力資料等管理簿を点検し、出力資料の終結の有無を確認して出力資料等点検簿（第5号様式）に記録するとともに、必要に応じて取扱者等を確認するなどして、出力資料の目的外使用、紛失等の防止を図ること。

## 第11 車載カメラによる撮影動画

### 1 車載カメラによる撮影動画の取扱い

(1) 車載カメラにより撮影された動画は、カーロケータシステム車載端末（以下「車載端末」という。）に撮影から24時間、通信指令システムに配信から2週間保存すること。

(2) 車載端末内の動画は専用機器により、警察署等端末に保存することができる。この場合、動画管理簿（第6号様式）に必要事項を記載の上、端末運用管理者の確認を受けること。

### 2 保存動画の閲覧

(1) 車載カメラにより撮影された動画の閲覧は、真に必要な場合を除いて行ってはならない。

- (2) 通信指令システムに保存された動画を閲覧しようとする者は、システム管理者に対して協議するものとする。
- (3) システム管理者は、(2)の協議に対して閲覧の必要性を検討した上で、閲覧の許可又は不許可を決定し、通知するものとする。
- (4) (3) の通知を受けた者は、動画管理簿に必要事項を記載した上で動画を閲覧すること。この場合の「確認・許可者」欄には、「地域課」と記載すること。
- (5) 警察署等端末に保存した動画を閲覧するときは、端末運用管理者の許可を得て閲覧し、動画管理簿に必要事項を記載すること。
- (6) 車載端末に保存されている動画を閲覧するときは、閲覧時の階級最上位者の判断により行い、事後、動画管理簿に必要事項を記載した上で端末運用管理者に報告すること。

#### 第 1 2 簿冊の保存期間

本要領に規定する簿冊の保存期間は、次の表のとおりとする。

様式番号	様式名	保存期間
第 1 号様式	通信指令システム利用者申請書	3 年
第 2 号様式	通信指令システム利用者指定書	3 年
第 3 号様式	出力資料作成報告・承認申請書	1 年
第 4 号様式	出力資料等管理簿	5 年
第 5 号様式	出力資料等点検簿	5 年
第 6 号様式	動画管理簿	5 年

様式 略